

(運用基準 様式3)

2023年 7月 7日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 整備課

「2023年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託」

契約結果

2023年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 2023年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託
- 2 委託内容 国際園芸博覧会に係る環境影響評価準備書の手続支援、環境影響評価書案の作成等
- 3 契約の相手方 株式会社プレック研究所横浜事務所
- 4 契約金額 28,996,000円(税込)
- 5 契約日 2023年7月3日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社プレック研究所横浜事務所	570	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時	2023年6月15日(木) 10時30分～11時40分
委員会開催場所	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 4階会議室
評価委員の出席状況	評価委員5名中4名出席
事務局	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 整備課
議事内容	・プロポーザル評価委員会までの経緯について ・受託候補者の選定について ・今後のスケジュールについて
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

担当:整備課 花本、有賀

TEL:045-307-2047

2023 年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託のプロポーザルに係る

提案書評価基準

表 1 の評価項目及び配点ウェイトのもと、評価を行います。

各評価項目の評価の着目点は表 2 のとおりとします。

表 1 基本的事項

評価項目 (配点)	評価の着目点		配点	評価	評価点
業務実績 (40 点)	管理技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績の内容	20		
提案内容 (40 点)	準備書手続きにおける支援について、次の内容を含めて想定される事例を交えながら具体的な提案がされているか。 ・環境影響評価審査会において、議論のポイントになると考えられる環境影響要因を挙げ、その理由及び審査会での対応方法 ・市民説明会において、特にご意見の多いと想定される環境影響要因を挙げ、その理由及び対応方法		20		
	環境影響評価手続きをスムーズに進めるための主となるポイントについて、貴社のこれまでの実経験を踏まえ、具体的な提案がされているか。		20		
ヒアリング (60 点)	理解力や専門技術力があるか		30		
	取り組み意欲が感じられるか		30		
ワーク・ライフ・バランスに関する取組等 (6 点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）		1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算）		1		
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）の取得、又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得		1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得		1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している（従業員 43.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 43.5 人未満）		1		
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得		1		
業務遂行能力 (15 点)	事業経費の積算は妥当で、費用対効果が高いものとなっているか		15		
評価点の合計 (161 点)					

評価方法

- (1) 業務実績は、A、C、Eの3段階評価を行う。
- (2) 提案内容及びヒアリングは、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (3) 評価点については、次のように配点を行う。

配点にA=5/5、B=4/5、C=3/5、D=2/5、E=1/5を乗じて算出する。

ア 業務実績の各項目

配点 20点 A=20点、C=12点、E=4点

イ 提案内容及びヒアリング

配点 20点 A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点

配点 30点 A=30点、B=24点、C=18点、D=12点、E=6点

ウ 業務遂行能力

配点 15点 A=15点、C=9点、E=3点

- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、各項目を1つ満たすごとに1点を加算する。
- (5) 提案内容とヒアリングの評価項目において、D、E評価のあるものは原則として選定しない。
- (6) 評価点について最上位の者が2人以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 業務実績及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (8) 提案内容及びヒアリングは、1者ごとに各評価委員が評価を行う。
- (9) 業務実績、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスに関する取組等の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (10) 評価点は、評価委員1名につき満点で161点とし、評価委員全員の合計で161点×5名=805点で満点とする。
- (11) 共同企業体を組成する場合、業務実績は、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (12) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (13) 評価委員が欠席した際には、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- (14) ヒアリングを実施しなかった場合には、ヒアリングに関する評価はC（30点×3/5=18点）とする。
- (15) 提案された見積金額を業務実績、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等の点数の合計点で除した数値を1点あたりの費用金額とし、これが少ないものをより優れているものとする。

見積金額÷(業務実績、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスに関する取組等の合計点)
=1点あたりの費用金額

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		A	B	C	D	E
業務実績	管理技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	法令又は条例に基づいた環境影響評価業務の支援実績及び横浜市環境影響評価条例に基づく事業内容の修正手続きの支援に関する実績を有する	/	法令又は条例に基づいた環境影響評価業務の支援実績又は横浜市環境影響評価条例に基づく事業内容の修正手続きの支援に関する実績を有する	/	A又はCに該当しない
	担当技術者	同種又は類似の業務の実績は十分か	法令又は条例に基づいた環境影響評価業務の支援実績及び横浜市環境影響評価条例に基づく事業内容の修正手続きの支援に関する実績を有する	/	法令又は条例に基づいた環境影響評価業務の支援実績又は横浜市環境影響評価条例に基づく事業内容の修正手続きの支援に関する実績を有する	/	A又はCに該当しない
提案内容	準備書手続きにおける支援について、次の内容を含めて想定される事例を交えながら具体的な提案がされているか。 ・環境影響評価審査会において、議論のポイントになると考えられる環境影響要因を挙げ、その理由及び審査会での対応方法 ・市民説明会において、特にご意見が多いと想定される環境影響要因を挙げ、その理由及び対応方法		議論のポイントになると想定されるポイントは適格であり、対応方法は具体的で実現性が高い、かつ創意工夫された提案である	議論のポイントになると想定されるポイントは一定程度適格であり、対応方法は具体的で実現性が高い、かつ創意工夫された提案である	どちらともいえない	議論のポイントになると想定されるポイントはやや適格であり、対応方法の一部は具体性や実現性に欠ける提案である	議論のポイントになると想定されるポイントが示されず、対応方法は具体性や実現性に欠ける提案である
	環境影響評価手続きをスムーズに進めるための主となるポイントについて、提案者のこれまでの実経験を踏まえ、具体的な提案がされているか。		実経験を踏まえた明確な事業プランで、検討の視点と方向性は具体的で実現性が高い、かつ創意工夫された提案である	実経験を踏まえた一定程度明確な事業プランで、検討の視点と方向性は具体的で実現性の高い提案である	どちらともいえない	実経験が曖昧に示され、やや明確でない事業プランで、検討の視点と方向性の一部は具体性や実現性に欠ける提案である	実経験が示されず、明確でない事業プランで、検討の視点と方向性は具体性や実現性に欠ける提案である

ヒアリング	理解力や専門技術力があるか	特に優れている	優れている	どちらともいえない	あまり妥当ではない	妥当ではない
	取り組み意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	あまり意欲が認められない	意欲が認められない
業務遂行能力	1点あたりの費用金額	業務遂行の費用対効果が1番目に高いもの		業務遂行の費用対効果が2番目に高いもの		業務遂行の費用対効果が3番目以下のもの